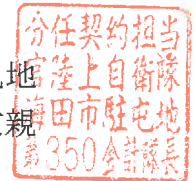


入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和7年10月9日

分任契約担当官 陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親



1 工事概要

- (1) 工事名 海田市（R7）構内道路舗装工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊海田市駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の主たる工事を行うものである。
建築工事（建物内外装改修）、外部鉄骨部調査・設計
- (4) 工期 令和8年2月28日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る等級がD等級以上であること。
- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、建築一式工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利

用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 二級土木施工管理技士同等以上の資格を有するものとする。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

 - ・一級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であり、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者。
 - イ 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 中国四国防衛局管轄区域内（広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県）に建築業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1
陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊
担当 高橋

TEL 082-822-3101 (内線2340) FAX 082-823-4226

メール ma350fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年10月9日から令和7年11月7日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付方法

入札参加希望者にメールで送付する。(1)の担当部局において交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年11月7日（金）午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出すること。郵送等の場合は、発送した旨を会計隊へご連絡下さい。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限及び提出期限 令和7年11月19日（水）午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

郵送等の場合は、発送した旨を会計隊へご連絡下さい。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年11月20日（木）15時30分

イ 場所 陸上自衛隊海田市駐屯地 会計隊入札室（1号庁舎1階西側）

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、金融機関、保証事業会社若しくは公共工事履行保証証券の保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行うものとする。なお保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書は作成する。

(12) 中部方面会計隊入札公告HP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) に掲示している「建設工事に係る入札心得書等」を承知のうえ、入札に参加すること。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。（様式随意）

(16) 詳細は、入札説明書による。

工事仕様書

- 1 工事件名 海田市 (R7) 構内道路舗装工事
- 2 工事場所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号 (陸上自衛隊海田市駐屯地)
- 3 工期 契約締結日から令和8年2月28日
- 4 工事概要 (標準数量)
 - (1) 砕石 (RM-30) 鋤取り・・・1.02 m³
 - (2) 既設路盤鋤取り (レベリング)・・・30.9 m³
 - (3) 残土(砕石)敷地内敷均し・・・1.02 m³
 - (4) 予備破碎・・・642 m³
 - (5) 路上路盤再生工・・・617 m³
 - (6) 再生アスファルト舗装 t=5 cm・・・637 m³
 - (7) 測量・設計 (出来高数量算出含む)・・・1式 (700 m²程度)・・・1式

5 一般事項

(1) 適用基準等

本工事の施工は、本仕様書によるほか、設計図、公共工事標準仕様書・標準図の施工法に定めるところに従い誠実に行うものとする。

また、これに定めのない事項については、監督官との協議による。

(2) 安全確保

施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において原形に復旧するものとする。

(3) 現場管理

ア 元請負者が下請負者と契約して行う工事では、契約後、請負者が監督官へ「施工体制台帳」を提出しなければならない。

イ 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全対策の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。

ウ 工事内容に応じて危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意喚起すること。

エ 各種資格を必要とする工事については確実に有資格者が施工を行うこと。

オ 工事に必要な水・電気については請負業者で用意 (発電機・ポンプ車等) のものとし、自衛隊内の施設からの使用は禁止とする。

(4) 工事写真

撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築・建築設備編」を参考とすること。

(5) 発生材の処理

請負者は、施工により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて監督官に提出する。

(6) 産業廃棄物の処理等

本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分する。

また、アスベストの含有の可能性がある撤去資材については、事前にアスベスト調査を実施し、法の定めた処置を確実に実施する。

(7) 主要資材

本工事に使用する資材は本設計図書に適合するものとし、すべて新品とする。

6 特記事項

(1) 本工事で使用する材料は共通仕様書によるほか、図面のとおりとする。

ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。

その他記載なき事項については、標準仕様書及びJIS規格並びに各種協会規格に準ずること。

(2) 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省事務次官達）、建設工事における再生資源の活用について（防整技第7405号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ることに留意すること。

(3) 本工事施工前に測量及び設計を実施し施工数量を算出し、監督官の承認を受ける。

(4) 工事竣工時に完成図及び出来高数量表を作成提出する。

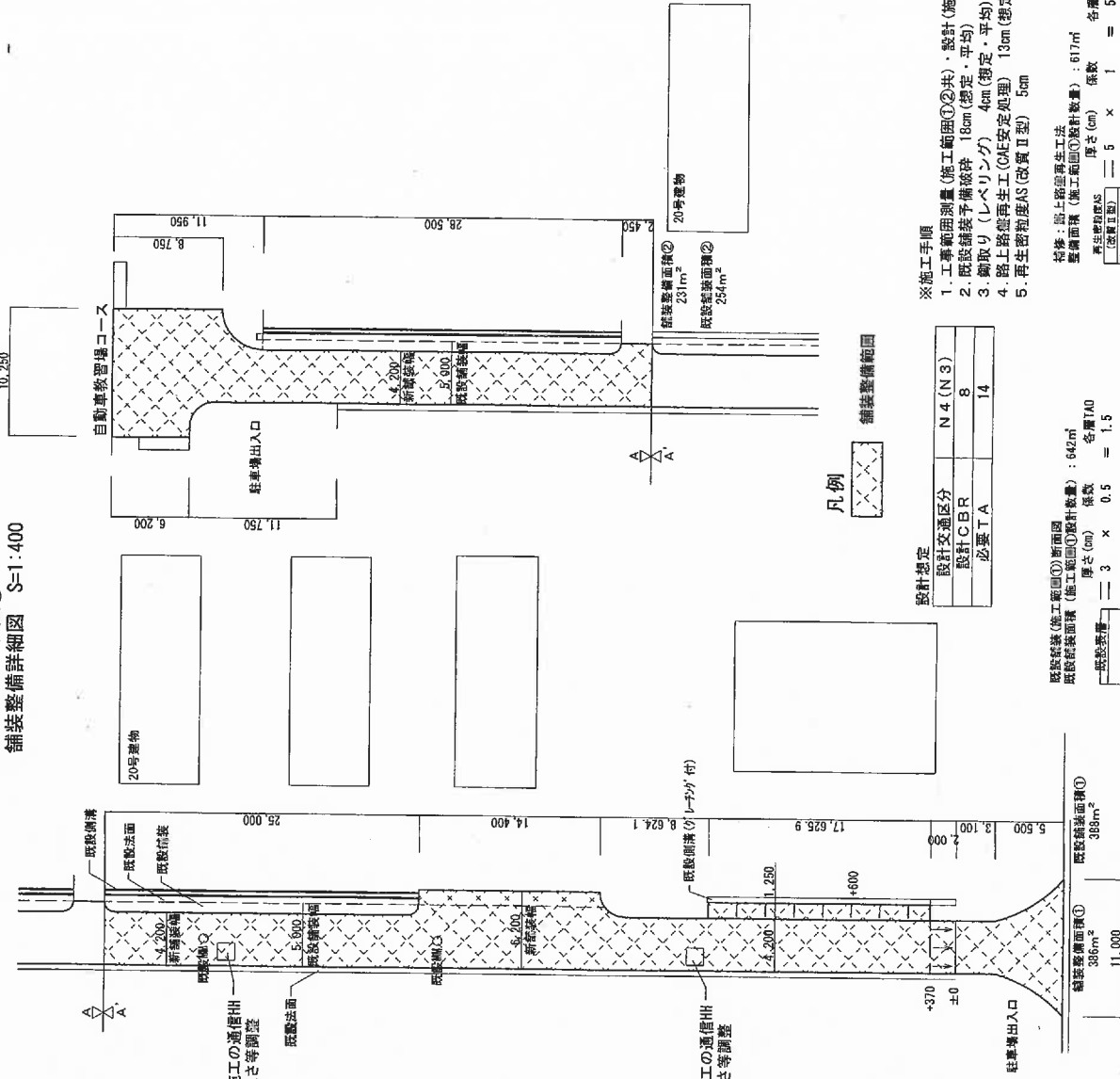
7 提出書類

国土交通省公共建築工事標準様式のうち監督官が指示する書類

8 完成検査

本工事の完成検査は、現場検査及び書類検査の受検態勢が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に検査官により実施する。

施工範囲①
舗装整備詳細図 S=1:400



- ※施工手順
1. 工事範囲測量(施工範囲①②共)・設計(施工範囲①)
 2. 既設舗装予備撤砕 18cm(指定・平均)
 3. 動取り(レベリング) 4cm(指定・平均)
 4. 路上路端再生工(CAE指定処理) 13cm(指定・平均)
 5. 再生密粒度AS(改良Ⅱ型) 5cm

設計想定

設計交通区分	N4(N3)
設計CBR	8
必要TA	14

既設舗装(施工範囲①)新断面

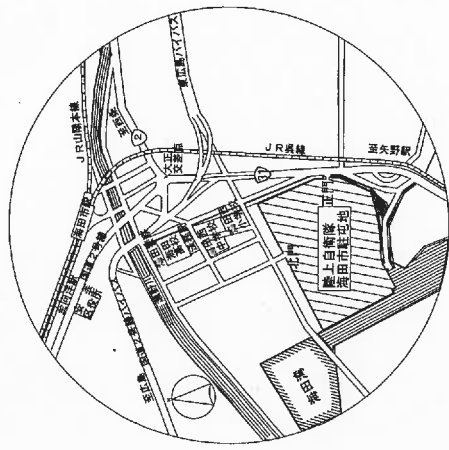
既設舗装層	3	×	0.5	=	1.5	各層TAO
既設路盤	19	×	0.15	=	2.85	
既設舗装層計						22
既設路盤計						4.35
路床						14
						①-②
						-8.65

設計範囲①の設計数量

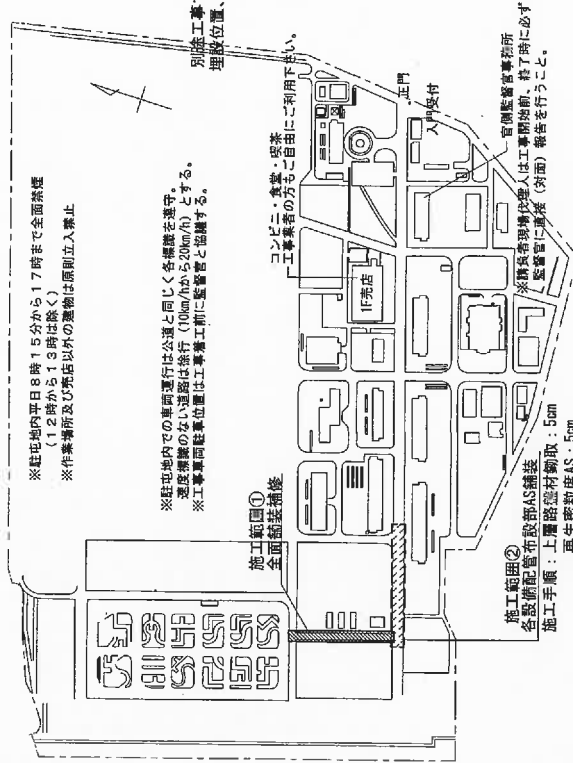
設計範囲①の設計数量	係数	各層TAO
既設舗装層	3 × 0.5	= 1.5
既設路盤	19 × 0.15	= 2.85
既設舗装層計	22	
既設路盤計	4.35	
路床	14	
	①-②	
	-8.65	

路上路端再生工法

既設舗装(施工範囲①)設計数量	係数	各層TAO
既設舗装層	5 × 1	= 5
既設路盤	13 × 0.65	= 8.45
既設舗装層計	13	
既設路盤計	0.6	
路床	14.05	
	①-②	
	0.05	



案内図 NS



※駐屯地内平日8時15分から17時まで全面禁煙
(12時から13時は除く)
※作業場所及び駐屯地以外の建物は原則立入禁止

※駐屯地内での車両運行は公理と同じく各機庫を巡回
速度は機庫の広い道路は時行(10km/hから20km/h)とする。
※工事車両駐屯地位置は工事施工前に監督官と協議する。

コンドミ・本堂・喫茶
工事業者の方も自由にご利用下さい。

※請負者事務代理人は工事開始前、終了時に必ず
監督官に直達(対面)報告を行うこと。

施工範囲①
各設備配管布設部AS舗装
再生密粒度AS : 5cm
動取り碎石場内敷均し
数量 : 舗装幅0.5 × 13.3m
舗装幅0.37 × 55.4m

配置図 S=1:6000

※施工場所及び売店、工事監督事務所以外の施設への立ち入りは禁止とする。
※施工車両以外の影影は禁止とする。